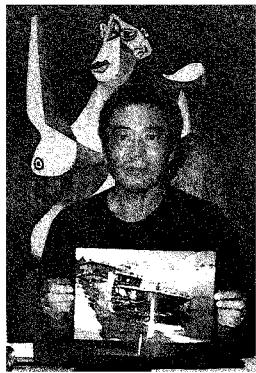


募集 & お知らせ

第6回 都留市写真コンテスト作品募集



◎応募票の内容

住所・氏名・性別・年齢・電話
番号・作品名・撮影場所・撮影年
月日・応募枚数(○枚の内○枚)
を記入した紙を張ってください。

提出は、郵送・直接どちらでも
かまいません。

応募締切 9月24日(金)

審査員 写真家 浅井慎平さん

賞
優秀賞 1点
入選賞 2点
佳作賞 10点
発表賞 20点
10月初旬

写真家、浅井慎平さんを審査員
に迎え、「風」をテーマとした写真
コンテストを開催します。多数の
ご応募をお待ちしています。

応募要項

◎テーマ『風』

撮影場所は特に定めません

◎応募は、1人5点まで
(組写真不可)

◎カラー4つ切
(ワイド4つは不可)

◎作品は未発表作品に限ります
◎作品1点ごとに応募票を添付し
てください

〒402-8501

教育委員会 生涯学習課

税務署から減税のお知らせ

平成11年度個人住民税改正	
今年度の個人住民税に適用される主な改正は次のとおりです。	

控除額

◆平成十一年以後の各年分の所得
税について、最高税率の引き下げ
(三七%)や定率減税(年税額の二
〇%で最高二十五万円)が実施され、
年末調整の際の年税額の計算や退
職手当などに対する源泉徴収税額の
計算方法が改められました。

◆定率減税などの実施に伴い、平
成十一年四月一日以後に支払うべ
き毎月(日々)の給料や賞与の源泉
徴収の際に使用する税額表が改め
られました。

◆定率減税などの実施に伴い、平
成十一年一月から三月までの間の
源泉徴収税額を対象とした「特別調
整方式による平成十一年分所得税
の夏期減税」が実施されます。

成十一年一月から三月までの間の
源泉徴収税額を対象とした「特別調
整方式による平成十一年分所得税
の夏期減税」が実施されます。

◆新たに年少扶養親族(十六歳未
満)に係る扶養控除額の十万円の割
増制度が創設されるとともに、特
別扶養親族の割増控除額が五万円
引き上げられ(二十五万円)ました。

所得割の税率改正

市町村民税所得割の税率が次のように改めされました。

課 税 所 得 の 段 階	改正後	改正前
200万円以下の金額	3%	3%
200万円を超える700万円以下の金額	8%	8%
700万円を超える金額	10%	12%

● 定率による税額控除	
(1) 個人住民税の所得割から定率による税額控除の額が控除されます。	平成十一年度以後の年度分の個人住民税について、定率による税額控除を実施することとされました。
(2) 定率による税額控除の額は、その年度分の個人住民税所得割額の一五%相当額です。ただし、一五%相当額が四万円を超える場合は、四万円が限度になります。	概要是次のとおりです。
(1) 個人住民税の所得割から定率による税額控除の額が控除されます。	概要是次のとおりです。
(2) 定率による税額控除の額は、その年度分の個人住民税所得割額の一五%相当額です。ただし、一五%相当額が四万円を超える場合は、四万円が限度になります。	概要是次のとおりです。